

入札公告（説明書）

平成 29 年 1 月 12 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 川添 卓司

次のとおり、条件付一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|---|
| 1-1．契約件名（工事名） | 道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事 |
| 1-2．契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 川添 卓司 |
| 1-3．契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課
（住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号
（電話）011-896-5777 |
| 1-4．競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5．競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6．入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7．落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事実績評価型【施工体制確認型併用】） |
| 1-8．入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-9．単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10．単価協議 | 有 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11．入札保証 | 不要 |
| 1-12．履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-13．契約書の作成 | 必要 … 入札者に対する指示書[30]を参照のこと
なお、作成方法については、落札者と協議する |

1-14．契約図書

- (1) 本工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

入札公告(説明書)	本書
標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること
入札者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札版】を使用すること

共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること
特記仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
その他契約(発注用)図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
競争参加資格確認申請書	技術資料作成説明書の様式 1 のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
単価表	上記 の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、記 1-3 . 契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 29 年 1 月 12 日（木）から平成 29 年 2 月 9 日（木）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1 . 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道登別市青葉町
至) 北海道千歳市平和
自) 北海道苫小牧市字植苗
至) 北海道苫小牧市字沼ノ端
- (2) 工事内容 本工事は、道央自動車道 登別室蘭 I C ~ 新千歳空港 I C 間、日高自動車道 苫小牧東 I C ~ 沼ノ端西 I C 間の損傷した舗装の補修を行うものである。
- (3) 工事概算数量 切削オーバーレイ工 約 128,600 m²
床版防水工 約 21,400 m²
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 690 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1 . 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」（以下、「申請書」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「舗装工事（等級 A、等級 B）」にかかる『平成 27・28 年度工事競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。

- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO 東日本が「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。
- (6) 審査基準日において、平成13年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：下記を必要とする。

a) 舗装施工面積20,000㎡以上ある高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路のアスファルト舗装工事

b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制(車線減少規制又は片側交互通行規制)を実施した工事

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

ただし、記載した工事が、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (7) 平成26・27年度に完成したNEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに(2年連続して)65点未満となる者でないこと。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、に示す施工(調査等)管理業務の請負人、当該施工(調査等)管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に参与した者でないこと、又は現にに示す施工(調査等)管理業務の請負人、当該施工(調査等)管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)または2)に該当する者である。

1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

本工事に係る施工(調査等)管理業務の業務名及び請負人

《保全点検業務等の実施に関する年度協定(平成28年度)土木施工管理業務(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道》

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

本工事は、技術資料の作成・提出を二枚の様式に集約した「技術資料様式集約化」の対象工事である。

技術資料の作成については、下記及び別紙の「技術資料作成説明書」によるものとする。

(1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書（様式）		作成に係る留意事項と総合評価落札方式における評価方法		
競争参加資格確認申請書 （様式 1）				
競争参加資格 確認資料 （様式 2）	1) 企業の同種工事の施工 実績	記 3-1. (6)に示す「同種工事」の要件を満たす 施工実績を記載すること。		
技術評価資料 （様式 3）	1) 企業の同種工事の 工事成績	様式 2 の 1) で記入した工事について、その 成績評定点を記載すること。		
	2) 企業の同種工事の 工事実績	様式 2 の 1) で記入した工事について、その 同種工事の施工規模（数量）を記載すること。		
	3) 同一工事種別における表 彰実績	平成 18 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの 表彰実績を記載すること。		
	4) 品質管理、環境、労働安 全衛生マネジメントシス テム等の取得状況	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）の 取得状況		
		環境マネジメントシステム（ISO14001）の取得 状況		
5) 地域精通度・当社への貢 献度等	平成 18 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における 災害時の協力実績を記載する。			
施工計画立案能力 （様式 4）	本工事に係る下記の施工計画等を記載すること。 【求める施工計画】 昼夜連続規制の安全に関する留意事項			
暴力団排除に関する誓約書 （入札者に対する指示書様式 3-1、3-2）			記載にあたっては入札者に 対する指示書を参照のこと。	

(2) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 入札者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成 29 年 1 月 12 日（木）から平成 29 年 2 月 9 日（木） 午後 4 時 00 分まで

申請場所 記 1-3. 「契約担当部署」

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。なお、媒体はCD-R及び出力した書面とする。

申請書類 記3-2.により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成29年2月22日(水)

(2) 「競争参加資格がない」とされたものは、本書面を受け取った日の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求められることができる。(様式7)

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、記3-3において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。なお、落札予定者の決定方法は、記5-3に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

(1) 契約責任者は、記3-4において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準で技術評価を行う。なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び施工体制に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価指標		技術評価項目	評価基準	配点
施工の 確 実 性	施工計画立案能力	求める施工計画 昼夜連続規制の安全 に関する留意事項	イ) 求める施工計画における「着目点」を2項目記載するものとし、記載された「着目点」の内容が、「良好な着目点を2項目記載」「良好な着目点を1項目記載」「工事の一般的な着目点のみ記載」のいずれかで評価する。(3~0点) ロ) 上記で記載された、それぞれの「着目点」における「施工計画」の内容(方法、効果等)について「具体性があり工夫が良好」「具体性があり有効」「具体性が不足」のいずれかで評価する。(6~0点) なお、記載された「着目点」の項目が2項目以上の場合、記載順の2項目で評価を行い、それ以降の項目は評価しない。	9~0点
		《記載項目》 ・着目点 ・施工計画 (様式4)	以下の場合、競争参加資格が無いものとする イ)未提出である場合(空白での提出を含む) ロ)記載された内容が法令違反に関する記載である場合 ハ)設計図書及び要領等の基準値と合わない場合 ニ)記載された内容が求める施工計画と異なる場合	

評価指標	技術評価項目	評価基準	配点	
施工の 確 実 性	1)企業の同種工事の 工事成績	本工事で企業に求める 同種工事实績の工事成 績評定点に応じた評価 (様式3)	同種工事实績が平成18年4月1日以降に引渡し完了した工 事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を 算出する。なお、評価点は小数第4位を切り捨てとする。 計算式 = $4 \times ((\text{競争参加者の成績評定点} - 65) \div (90 - 65)) \times 2 \times 3$ 1 成績評定点が90点以上の場合は90とする 2 は以下のとおりとする イ) NEXCO 東日本の実績の場合 : 1.0 ロ) 中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱の実績の場合 : 0.8 ハ) 上記イ)ロ)以外の公的機関の実績の場合 : 0.5 3 は以下のとおりとする イ) 同種工事の実績の引渡し完了が平成23年4月1日以降 : 1.0 ロ) 同種工事の実績の引渡し完了が平成18年4月1日以降 : 0.5	4~0点
			以下の場合には加点しない イ)平成18年3月31日以前に引渡し完了した工事である場合 ロ)工事成績評定通知が添付されていない場合	0点
	2)企業の同種工事の 工事实績	本工事で企業に求める 同種工事实績の施工規 模(数量)に応じた評価 (様式3)	同種工事实績が本工事の工事概算規模(数量)以上の実績を有 する。	1点
			同種工事实績が同種工事で求めた施工規模(数量)以上、本工 事の工事概算規模(数量)未満の実績を有する。	0点
3)同一工事種別にお ける表彰実績	企業に関して平成18年 4月1日以降にNEXCO 東 日本からの表彰実績に 応じた評価 (様式3)	平成23年4月1日以降にNEXCO 東日本の社長表彰、北海道支 社長表彰の実績を有する(感謝状を含む)。	2点	
		平成23年4月1日以降にNEXCO 東日本の北海道支社管内の事 務所長表彰、北海道支社以外の支社長表彰又は支社安全協議会 表彰の実績を有する(感謝状を含む)。	1点	
		平成18年4月1日以降にNEXCO 東日本の社長表彰、北海道支 社長表彰又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績 を有する(感謝状を含む)。		
		平成18年4月1日以降にNEXCO 東日本の北海道支社管内の事 務所長表彰、北海道支社管内の事務所安全協議会表彰、北海道 支社以外の支社長表彰又は支社安全協議会表彰の実績を有す る(感謝状を含む)。	0.5点	
		以下の場合には加点しない イ)表彰実績がない場合 ロ)平成18年3月31日以前の表彰実績である場合 ハ)表彰状の写しが添付されていない場合	0点	
4)品質管理、環境、 労働安全衛生マネ ジメントシステム 等の取得状況	品質管理マネジメン トシステム(ISO9001) の取得状況 (様式3)	企業の品質管理マシ ^レ ヂ ^シ テム(ISO9001)を有する。	1点	
		以下の場合には加点しない イ)上記を有していない場合 ロ)登録証等の写しが添付されていない場合	0点	
	環境マネジメントシ ステム(ISO14001)の 取得状況 (様式3)	環境マシ ^レ ヂ ^シ テム(ISO14001)を有する。	1点	
		以下の場合には加点しない イ)上記を有していない場合 ロ)登録証等の写しが添付されていない場合	0点	
	労働安全衛生マネジ メントシステムの取 得状況 (様式3)	建設業労働安全衛生マシ ^レ ヂ ^シ テム(COHSMS)又は労働安全衛生 マシ ^レ ヂ ^シ テム(OHSAS18001)を有する。	1点	
		以下の場合には加点しない イ)上記を有していない場合 ロ)登録証等の写しが添付されていない場合	0点	

評価指標		技術評価項目	評価基準	配点
施工の円滑性	5)地域精通度・当社への貢献度等	平成 18 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害応急復旧工事の施工実績に応じた評価(様式 3)	災害協力実績がある	1 点
			以下の場合は加点しない イ)災害協力実績がない場合 ロ)災害協力実績が平成 18 年 3 月 31 日以前に引渡し完了した実績である場合 ハ)災害協力実績を証明する書類が添付されていない場合	0 点
合計				20 点

北海道支社優良事業所表彰委員会は、北海道支社安全協議会の優良事業所を表彰するために設置された委員会である。

(2) 施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目	配点
品質確保の実効性	5 点
施工体制確保の確実性	5 点
合計	10 点

4-3. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料(施工体制確認資料)に基づき施工体制確認のためのヒアリング(施工体制確認ヒアリング)を実施する。

4-4. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について(要領)」(以下「低入調査要領」という。)1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 5-2. の開札の後、平成 29 年 3 月 6 日(月)午後 4 時 00 分までに申請書に記載された入札者の担当者宛て電子メール等により行う。

4-5. 施工体制確認資料の作成

記 4-4 により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入調査要領 2-3-2.(1)1) に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) 「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書き換えて作成すること。 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除する。 「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は以下の内容に書き換えて作成すること。
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書

様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式-17	施工体制台帳

4-6．施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を次のとおり提出するものとする。

資料の提出期限 平成 29 年 3 月 9 日（木） 午後 4 時 00 分まで
 資料の提出場所 記 1-3「契約担当部署」
 資料の提出方法 書留郵送、信書便、持参又は電子メール

なお、書留郵便又は信書便の場合は、提出期限の日までに必着のこと。
 持参、電子メールの場合は、上記 に示す提出期限までに必着のこと。

その他 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。
 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-8.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益な措置は講じないものとする。

4-7．施工体制確認ヒアリング

(1)契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2)ヒアリング日程及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。ヒアリングへの出席者は、資料の説明が可能な者を合わせ最大 4 名とする。

なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-8.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益な措置は講じないものとする。

4-8．施工体制確認の評価（施工体制評価）

(1)契約責任者は、施工体制確認ヒアリングに基づき次に示す基準で施工体制評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合。	5 点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合。	2 点
	資料の全部又は一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合、又は提出された様式の記載事項が、「低入調査要領」「低入札価格調査資料作成要領」における記載要領を踏まえていない場合など。	不適
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	資料の全部又は一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合、又は提出された様式の記載事項が、「低入調査要領」「低入札価格調査資料作成要領」における記載要領を踏まえていない場合など。	不適

施工体制評価の配点は、10点(5点+5点)、4点(2点+2点)、「不適」の3段階で評価する。
上記評価項目のいずれかに「不適」の評価がある場合、当該者が行った入札は無効とする。

(2)施工体制評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

(算出式)

$$\text{技術評価点} = \text{施工計画立案能力に関する技術評価の配点} \times (\text{施工体制評価の配点の合計} / 10 \text{点}) + \text{施工計画立案能力以外に関する技術評価の配点} + \text{施工体制評価の配点の合計}$$

第5 入札・開札・落札予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

「入札書」	入札者に対する指示書[12]を参照のこと。
「単価表」	入札者に対する指示書[13]を参照のこと。 表紙は様式5のとおり。
「総合評価値通知書(経審)の写し」	入札者に対する指示書[14]を参照のこと。

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成29年3月2日(木) 午後4時00分
入札書の提出場所	記1-3.「契約担当部署」
入札書の提出方法	電子入札システム 入札書提出時の添付書類(単価表及び総合評価値通知書(写し))の総容量が2MBを超える場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと
開札執行日時	平成29年3月3日(金) 午前10時00分
開札執行場所	記1-3.「契約担当部署」

5-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値(100点)} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ \text{価格評価点(配点30点)} &\dots \text{次に示す算式により算定する。} \\ \text{価格評価点} &= \text{式A} \times 0.5 + \text{式B} \times 0.5 \end{aligned}$$

(式A)

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- イ) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
- ロ) 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
- ハ) 小数第4位を切捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- イ) 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
 - ロ) 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
 - ハ) 小数第4位を切捨てとする。
- 技術評価点(配点30点) ... 記4-2.(1)及び記4-8.(1)及び(2)に示す評価基準により算定する。

《注意事項》

1) 小数第 4 位を切捨てとする。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4．低入札価格調査

(1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

5-5．落札者の決定結果に対する説明請求

非落札書のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。（様式 8）

第 6 その他

6-1．使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2．質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成 29 年 1 月 12 日（木）から平成 29 年 2 月 20 日（月）まで

受付場所 記 1-3「契約担当部署」

受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内に必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を含まない。）

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

6-3．入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

6-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 28 年度	0%
平成 29 年度	60%
平成 30 年度	40%

6-6. 火災保険等の付保

共通仕様書に定める「保険の付保」のとおりとする。

6-7. スライド条項の適用

請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。

6-8. 契約後の技術資料の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとした場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ・ 施工計画立案能力

6-9. 配置技術者

契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。

6-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 記 3-1. (7) の 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号) に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 記 3-1. (7) の 3) 「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号) に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

6-11．競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

6-12．地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

本工事は諸経費に含まれる内容のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
様式 1	競争参加資格確認申請書	必要（注 1）	申請書の提出期限 平成 29 年 2 月 9 日（木）
様式 2	競争参加資格確認資料	必要（注 1）	
様式 3	技術評価資料	必要（注 1）	
様式 4	施工計画立案能力	必要（注 1）	
指示書様式 3-1	暴力団排除に関する誓約書	必要（注 2）	
指示書様式 3-2	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	必要（注 2）	
その他の様式			
様式 5	単価表の提出について	必要	入札公告を参照のこと
様式 6	単価協議後の単価表の提出について	（注 3）	
様式 7	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	（注 4）	
様式 8	落札者の決定に対する説明請求書	（注 4）	
様式 9	再苦情申立書	（注 4）	

（注 1）様式 1～4 は、「技術資料作成説明書」に添付の様式を使用し作成する。

（注 2）記載様式は、入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること。

（注 3）入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

（注 4）説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

工事名) 道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事

提出書類

・単価表

1 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であれば構いません。

《単価表の提出にかかる留意事項》

本工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表の提出を求める。

単価表は、NEXCO 東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面及び電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。

提出された単価表を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を参照のこと）。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事

入札者に対する指示書[13]または[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であれば構いません。

平成 00 年 00 月 00 日

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付で通知された、道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公告日

3. 疑問内容

以 上

1 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支社長・営業所長など）であれば構いません。

平成 00 年 00 月 00 日

落札者の決定に対する説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事の落札者の決定結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公表日

3. 疑問内容

以 上

1 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店长・営業所長など）であれば構いません。

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道央自動車道 苫小牧管内舗装補修工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

1「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であれば構いません。